

特定非営利活動法人 みちしるべ神戸
定款



特定非営利活動法人 みちしるべ神戸 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みちしるべ神戸という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者を対象として、生活支援、就労支援等福祉に関する活動を行い、障害者が地域社会の中で希望を失わず、自立した生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく訓練等給付事業
- (2) 障害者に対する職業能力開発及び就労支援事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (4) 障害者に対する生活支援事業及び社会参加を促進する事業
- (5) 生活相談・カウンセリング事業
- (6) 障害者支援に係る情報提供事業
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利法人促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) その他の会員 理事会が別に規則において定めた会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員規則)

第8条 会員の入会金、会費の額、その他会員に関する規則は、理事会が別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び役職

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事ができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任命する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、会費の口数にかかわらず、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の職務及び報酬
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名する理事がこれにあたる。ただし、第33条第2号及び第3号の規定により理事会が開かれた場合は、出席理事の互選によるものとする。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数に過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- （1）主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- （2）資産に関する事項
- （3）公告の方法

（解散）

第50条 この法人は次の事由により解散する。

- （1）総会の決議
 - （2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - （3）正会員の欠亡
 - （4）合併
 - （5）破産手続き開始の決定
 - （6）所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	佐藤 明
副理事長	井上 勝彦
理事	向山 恵都子
同	大橋 秀行
同	小田垣 薫
同	廣田 みのり
同	千賀 治
監事	笠原 ふじゑ
同	松村 喜郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から最初の通常総会開催日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 0円

(2) 会費 一口500円(月額)

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人 みちしるべ神戸

1 ワークプロジェクトの運営

兵庫県、神戸市より指定を受けた障害福祉サービス事業所として「就労移行支援」及び「就労継続支援」のサービスを利用者の個別支援計画に基づき、日々の作業のみならず施設外支援、施設外就労、講習会、個別面談等を効果的に実施しながら、作業能力、コミュニケーション能力等の向上を目指す。また、安心してご利用いただけるように各事業所において独自の取り組みも行う。

運営事業所名

ワークプロジェクトにし

ワークプロジェクトまや

ワークプロジェクトみかげ

ワークプロジェクト中央青果

ワークプロジェクトかすがの

2 「就労選択支援」指定申請の届出

令和7年10月1日よりあらたに施行された障害福祉サービス「就労選択支援」の令和8年4月1日からの実施に向けて、兵庫県及び神戸市に対し指定申請の届出を行う。

3 就労支援事業の実施

訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）事業認定法人として労働局、ハローワーク、障害者職業センター等関係機関と連携し、職場適応指導（アフターフォロー）等を行う他、就労先の開拓、就労に関する相談を行う。

4 各種相談事業（生活・カウンセリング事業）

利用契約を視野に入れた相談、生活面、金銭管理等に関する相談等多岐にわたって本人及びご家族に対する相談及びカウンセリングの実施。

5 障害者に対する生活支援事業及び社会参加を促進する事業

- （１） 自立体験プログラム（宿泊体験）の実施
- （２） “みちレク”（みちしるベレクレーションの実施）
- （３） 「わくわくプロジェクト大作戦」の実施（旅行の実施）
- （４） 健康診断の実施
- （５） みちしるぺこころまつりの実施
- （６） スマイルの会の開催

6 情報提供事業

みちしるべ神戸の取組み及びメッセージ等を各方面に情報発信する事により、広く活動内容が周知され、一人でも多くの方々にみちしるべ神戸の活動に対して理解をして頂けるように様々な方法で情報提供を実施する。

7 職員に対する研修等の取組み

事業の効果的な推進、適切な支援を継続的に行うには、新しい職員を雇い入れることがあったとしても、基本理念及び基本姿勢を全体で共有し、職員全体のレベルを引き上げ利用者及びそのご家族の方々に安心して利用して頂くために、様々な視点で資質の向上に取り組む。

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人 みちしるべ神戸

1 ワークプロジェクトの運営

兵庫県、神戸市より指定を受けた障害福祉サービス事業所として「就労移行支援」及び「就労継続支援」のサービスを利用者の個別支援計画に基づき、日々の作業のみならず施設外支援、施設外就労、講習会、個別面談等を効果的に実施しながら、作業能力、コミュニケーション能力等の向上を目指す。また、安心してご利用いただけるように各事業所において独自の取り組みも行う。

運営事業所名

ワークプロジェクトにし
ワークプロジェクトまや
ワークプロジェクトみかげ
ワークプロジェクト中央青果
ワークプロジェクトかすがの

作業工賃の支給額アップに向けた取り組み

作業の効率化を推進する等作業工賃の支給額アップに向けて創意工夫や施設外就労を積極的に実施する。また、工賃収入や作業量について予測、結果を毎月確認することで各事業所の作業量の安定を図り作業収入の増加を目指す。

2 就労選択支援事業の実施

兵庫県及び神戸市より指定障害福祉サービス事業者として指定を受けた後、就労選択支援事業を開始する。

「はたらきたい」という障害のある方が自分にあった支援機関選びやどんな働き方があっているのかをアセスメント（評価）を行い見出していくサービスを開始する。

事業開始当初は、利用者数・利用日数等により赤字が想定されるが、当法人の基本理念に基づき障害のある方にとって必要な支援であるため事業を継続的に行っていく。

3 就労支援事業の実施

訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）事業認定法人として労働局、ハローワーク、障害者職業センター等関係機関と連携し、職場適応指導（アフターフォロー）等を行う他、就労先の開拓、就労に関する相談を行う。

4 各種相談事業（生活・カウンセリング事業）

利用契約を視野に入れた相談、生活面、金銭管理等に関する相談等多岐にわたって本人及びご家族に対する相談及びカウンセリングの実施。

5 障害者に対する生活支援事業及び社会参加を促進する事業

- （１） 自立体験プログラム（宿泊体験）の実施
- （２） “みちレク”（みちしるべレクレーションの実施）
- （３） 「わくわくプロジェクト大作戦」の実施（旅行の実施）
- （４） 健康診断の実施
- （５） みちしるべこころまつりの実施
- （６） スマイルの会の開催

6 情報提供事業

みちしるべ神戸の取組み及びメッセージ等を各方面に情報発信する事により、広く活動内容が周知され、一人でも多くの方々にみちしるべ神戸の活動に対して理解をして頂けるように様々な方法で情報提供を実施する。

7 職員に対する研修等の取組み

事業の効果的な推進、適切な支援を継続的に行うには、新しい職員を雇い入れることがあつ

たとしても、基本理念及び基本姿勢を全体で共有し、職員全体のレベルを引き上げ利用者及び
そのご家族の方々に安心して利用して頂くために、様々な視点で資質の向上に取り組む。

2025年度 特定非営利活動に係る事業の会計 予算書

2025年04月01日～2026年03月31日

特定非営利活動法人みちしるべ神戸

(円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
受取会費			
正会員受取会費		500,000	
登録メンバー受取会費		500,000	
受取会費計			1,000,000
受取寄付金			
受取寄付金		10,000	
受取寄付金計			10,000
受取国庫助成金			
ジョブコーチ事業助成金		4,000,000	
受取民間助成金			
社会福祉助成金		100,000	
受取助成金計			4,100,000
事業収益			
ワークプロジェクト事業収益		70,000,000	
全体みちレク活動事業収益			
行事活動事業収益		50,000	
くらしサポート事業収益		400,000	
就労移行支援事業収益		44,800,000	
就労継続支援B型事業収益		216,500,000	
事業収益計			331,750,000
その他収益			
受取利息		50,000	
雑収益			
その他収益計			50,000
経常収益合計			336,910,000
II 経常費用			
事業費			
1. 人件費			
コーチ人件費	160,000,000		
法定福利費	25,000,000		
通勤交通費	5,500,000		
人件費計		190,500,000	
2. その他経費			
スタッフ手当	62,000,000		
スタッフ交通費	2,000,000		
福利厚生費	5,500,000		
旅費交通費	2,000,000		
通信運搬費	1,500,000		
消耗什器備品費	1,000,000		
消耗品費	4,000,000		
修繕費	1,000,000		
燃料費	1,000,000		
運航費	3,500,000		
水道光熱費	1,200,000		
支払地代家賃	9,000,000		
会場費	500,000		
保険料	1,200,000		
支払手数料	200,000		
レクレーション費	600,000		
行事費	500,000		
租税公課	300,000		
慶弔費	20,000		
雑費	200,000		
事業費計		97,220,000	287,720,000

2025年度 特定非営利活動に係る事業の会計 予算書

2025年04月01日～2026年03月31日

特定非営利活動法人みちしるべ神戸

(円)

科 目	金 額			
管理費				
1. 人件費				
人件費	25,000,000			
法定福利費	3,500,000			
通勤交通費	800,000			
人件費計		29,300,000		
2. その他経費				
福利厚生費	200,000			
旅費交通費	400,000			
通信運搬費	800,000			
広告宣伝費	100,000			
会議費	200,000			
消耗什器備品費	100,000			
消耗品費	500,000			
印刷費	400,000			
修繕費	50,000			
研修費	500,000			
燃料費	200,000			
水道光熱費	300,000			
支払地代家賃	2,200,000			
会場費	50,000			
保険料	2,000,000			
諸会費	50,000			
支払手数料	7,000,000			
租税公課	1,000,000			
慶弔費	20,000			
雑費	150,000			
減価償却額	2,000,000			
計		18,220,000		
管理費計			47,520,000	
経常費用合計				335,240,000
当期経常増減額				1,670,000

2026年度 特定非営利活動に係る事業の会計 予算書

2026年04月01日～2027年03月31日

特定非営利活動法人みちしるべ神戸

(円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
受取会費			
正会員受取会費		500,000	
登録メンバー受取会費		500,000	
受取会費計			1,000,000
受取寄付金			
受取寄付金		10,000	
受取寄付金計			10,000
受取国庫助成金			
ジョブコーチ事業助成金		4,000,000	
受取民間助成金			
社会福祉助成金		100,000	
受取助成金計			4,100,000
事業収益			
ワークプロジェクト事業収益		70,000,000	
全体みちレク活動事業収益			
行事活動事業収益		50,000	
くらしサポート事業収益		400,000	
就労移行支援事業収益		44,800,000	
就労継続支援B型事業収益		216,500,000	
就労選択支援事業収益		7,200,000	
事業収益計			338,950,000
その他収益			
受取利息		50,000	
雑収益			
その他収益計			50,000
経常収益合計			344,110,000
II 経常費用			
事業費			
1. 人件費			
コーチ人件費	167,000,000		
法定福利費	25,000,000		
通勤交通費	6,000,000		
人件費計		198,000,000	
2. その他経費			
スタッフ手当	62,000,000		
スタッフ交通費	2,000,000		
福利厚生費	5,500,000		
旅費交通費	2,500,000		
通信運搬費	1,500,000		
消耗什器備品費	1,000,000		
消耗品費	4,000,000		
修繕費	1,000,000		
燃料費	1,000,000		
運航費	3,500,000		
水道光熱費	1,200,000		
支払地代家賃	9,000,000		
会場費	500,000		
保険料	1,200,000		
支払手数料	200,000		
レクレーション費	600,000		
行事費	500,000		
租税公課	300,000		
慶弔費	20,000		
雑費	200,000		
計		97,720,000	

2026年度 特定非営利活動に係る事業の会計 予算書

2026年04月01日～2027年03月31日

特定非営利活動法人みちしるべ神戸

(円)

科 目	金 額		
事業費計			295,720,000
管理費			
1. 人件費			
人件費	25,000,000		
法定福利費	3,500,000		
通勤交通費	800,000		
人件費計		29,300,000	
2. その他経費			
福利厚生費	200,000		
旅費交通費	400,000		
通信運搬費	800,000		
広告宣伝費	100,000		
会議費	200,000		
消耗什器備品費	100,000		
消耗品費	500,000		
印刷費	400,000		
修繕費	50,000		
研修費	500,000		
燃料費	200,000		
水道光熱費	300,000		
支払地代家賃	2,200,000		
会場費	50,000		
保険料	2,000,000		
諸会費	50,000		
支払手数料	7,000,000		
租税公課	1,000,000		
慶弔費	20,000		
雑費	150,000		
減価償却額	2,000,000		
計		18,220,000	
管理費計			47,520,000
経常費用合計			343,240,000
当期経常増減額			870,000